

環 保 企 発 第 030606006 号
平 成 15 年 6 月 6 日
環 保 安 発 第 050401002 号
一 部 改 正 平 成 17 年 4 月 1 日
環 保 安 発 第 060403004 号
一 部 改 正 平 成 18 年 4 月 3 日
環 保 安 発 第 060630001 号
一 部 改 正 平 成 18 年 6 月 30 日
環 保 案 発 第 061002001 号
一 部 改 正 平 成 18 年 10 月 2 日

茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び 健康被害に係る緊急措置事業実施要領

第 1 章 総則

1 通則

茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱（以下「緊急措置要綱」という。）に基づく医療等の給付、健康診査の実施、健康管理調査の実施等（以下「事業」という。）については、緊急措置要綱に定めるところによるほか、この要領の定めるところによる。

2 実施主体

事業は、環境省が実施し、その事務の一部を茨城県（以下「県」という。）に委託して行う。

3 指定医療機関

- (1) 県は、その開設者の同意を得て第12項に規定する医療を担当させる病院若しくは診療所（健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者、介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。）又は同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）を含む。）又は薬局（以下「指定医療機関」という。）を指定する。
- (2) 指定医療機関は、30日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。
- (3) 県は、指定医療機関が第12項に規定する医療を担当させるについて著しく不相当であると認められる理由があるときは、その指定を取り消すことができる。
- (4) 県は、前号の規定により指定を取り消す場合には、当該医療機関の開設者に対し、弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ書面をもって、弁明をなすべ

き日時、場所及び当該処分をなすべき理由を通知しなければならない。

4 検討会の開催

緊急措置要綱に基づく環境省が開催する臨床医学等の専門家からなる検討会（以下「検討会」という。）の名称は、ジフェニルアルシン酸に係る健康影響等についての臨床検討会とし、開催要綱は別に定める。

5 対象者

事業の対象者は、茨城県神栖市におけるジフェニルアルシン酸による汚染の影響を受けていると環境省が認めた井戸（以下「汚染井戸」という。）の水を飲用に供していた住居に居住し、又は居住していた者であって、環境省が検討会の意見を聴いてジフェニルアルシン酸の曝露を確認したものとする。

第2章 医療手帳

6 医療手帳の交付

- (1) 医療手帳の交付を受けようとする者は、県にその交付を申請しなければならない。
- (2) 前号の申請は、医療手帳交付申請書（様式第1号）に、住民票の写し及び居住要件等調査票（様式第2号）を添付して、これを県に提出することにより行うものとする。
- (3) 県は、前号の申請を受理したときは、遅滞なく、環境省が検討会の意見を聴いて別に定めるところにより、当該申請者に係る検体を採取するものとする。
- (4) 県は、第2号の申請書を受理したとき、又は前号の検体を採取したときは、遅滞なく、環境省に回付するものとする。
- (5) 環境省は、検討会の意見を聴いて、前号の回付に係る申請者について第5項のジフェニルアルシン酸の曝露に係る確認を行い、当該申請者が同項の対象者に該当するか否かを審査し、その結果を、遅滞なく、県に通知するものとする。
- (6) 県は、前号の規定により当該申請者が第5項の対象者に該当する者である旨の通知を受けたときは、当該申請者に対し、遅滞なく、医療手帳（様式第3号）を交付するものとし、同号の規定により同項の対象者に該当する者でない旨の通知を受けたときは、当該申請者に対し、医療手帳交付申請結果通知書（様式第4号）を送付するものとする。
- (7) 第1号の申請書の提出は、環境省が検討会の意見を聴いて別に定める日までに行わなければならない。
- (8) 申請者が医療手帳を受領したときは、医療手帳受領書（様式第5号）を県に提出しなければならない。

7 医療手帳交付台帳の整備

県は、医療手帳交付台帳（様式第6号）を備え、医療手帳を交付したときは、その交付に関する事項を記載するものとする。

8 医療手帳の再交付

- (1) 第6項第6号の規定により医療手帳の交付を受けた者（以下「医療手帳保持者」という。）は、医療手帳をき損し、又は紛失したときは、医療手帳再交付申請書（様式第7号）を県に提出し、再交付を申請することができる。
- (2) 医療手帳をき損した医療手帳保持者が前号の申請をしようとするときは、同号の申請には、き損した医療手帳を添付しなければならない。
- (3) 第1号の規定により医療手帳の再交付を受けた者は、医療手帳の再交付を受けた後、紛失した医療手帳を発見したときは、速やかに、これを県に返還しなければならない。

9 医療手帳の検印

医療手帳保持者は、毎年、県が定める期間に、医療手帳を県に提出し、その検印を受けなければならない。

10 医療手帳の失効等

- (1) 医療手帳保持者が死亡したときは、医療手帳は失効する。
- (2) 前号の場合には、戸籍法（昭和22年法律第224号）第87条の規定による死亡の届出義務者は、医療手帳返還届（様式第8号）により、速やかに、医療手帳を県に返還しなければならない。
- (3) 医療手帳保持者が偽りその他不正の手段により医療費又は療養手当の支給を受けたときその他この要領の規定に違反したときは、環境省又は県は、当該医療手帳保持者に対し医療手帳の返還を求めることができる。
- (4) 前号の規定により返還を命じられた医療手帳保持者は、医療手帳返還届により、速やかに、医療手帳を県に返還しなければならない。

11 氏名、住所の変更による届出

- (1) 医療手帳保持者が、氏名又は住所を変更したときは、氏名等変更届出書（様式第9号）に医療手帳及び住民票の写しを添えて、速やかに、県に提出しなければならない。
- (2) 県は、前号の規定により提出された氏名等変更届出書を受理したときは、当該届出書に添えて提出された医療手帳の当該事項を訂正して、これをその者に返付し、又は新たに医療手帳を作成して交付するものとする。

第3章 医療等の給付

12 医療の給付

- (1) 県は、医療手帳保持者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による被保険者、健康保険法、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は私立学校教職員共済組合法（昭和28年法律第245号）の規定による被保険者又は被扶養者、老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療を受けている者及び介護保険法（昭和57年法律第80号）の規定による要介護者又は要支援者に限る。以下この項において同じ。）が疾病等（ジフェニルアルシンの曝露に起因するものでないことが明らかな疾病等及び明らかになった疾病等として環境省が検討会の意見を聴いて別に定めるものを除く。第16項第2号を除き、以下同じ。）について、医療機関（健康保険法に規定

する指定訪問看護事業者又は介護保険法に規定する指定居宅サービス事業者若しくは指定介護予防サービス事業者を含む。)又は薬局(以下「医療機関等」という。)の医療を受けたときは、その者に対して当該医療に要した費用の額を限度として医療費を支給する。ただし、当該医療について他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付を受けている者を除くものとする。

- (2) 前号の医療費の額は、「診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)」、「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号)」、「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法(平成18年厚生労働省告示第102号)」、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第123号)」、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第21号)」及び「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第127号)」により算出した額の合計額から医療保険各法、老人保健法又は介護保険法の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額を限度とする。
- (3) 医療手帳保持者は、医療機関等で疾病等について医療を受けようとするときは、医療機関等に医療手帳を提出しなければならない。ただし、緊急その他のやむを得ない理由があるときは、この限りでない。
- (4) 県は、医療手帳保持者が指定医療機関で疾病等について医療を受けた場合には、医療費として当該対象者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に関し当該指定医療機関に支払うべき費用を、その者に代わり、当該指定医療機関に支払うものとする。
- (5) 前号の規定による支払いがあったときは、当該医療手帳保持者に対して、医療費の支給があったものとみなす。
- (6) 医療手帳保持者は、緊急その他やむを得ない理由により指定医療機関以外の医療機関等で疾病等について医療を受けたときは、第2号の費用を県に請求することができる。
- (7) 前号の請求をしようとする者は、医療を受けた後、速やかに、医療費支給申請書(様式第10号)を県に提出しなければならない。
- (8) 県は、第6号の請求があった場合において、必要があると認めるときは、当該医療手帳保持者に対し、医療費を支給する。

13 療養手当の支給

- (1) 県は、医療手帳保持者が、その月において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、その者の請求により、その者に対し、それぞれ次に掲げる額を療養手当として支給する。
 - 一 次項の規定による健康診査を受けた場合又は疾病等について通院により前項第1号に規定する医療(以下この項において同じ。)を受けた場合(二に該当する場合を除く。) 一万五千元
 - 二 疾病等について入院により医療を受けた場合 二万五千元
- (2) 前号の請求は、疾病等について医療機関等の医療を受け、又は次項に規定する健康診査を受けた各月分につき、当該医療又は健康診査を受けた翌月の末日までに療養手当支給申請書(様式第11号)を県に提出することにより行わなければならない。
- (3) 療養手当は、月を単位として支給するものとする。

第4章 健康診査等

14 健康診査の実施

県は、医療手帳保持者に対して、環境省が検討会の意見を聴いて別に定めるところにより健康診査を年1回実施する。

15 健康相談

県は、健康相談窓口を設け、医療手帳保持者に対し、その生活や健康の状況等に関する相談に応ずるとともに、必要な助言を行うものとする。

第5章 健康管理調査

16 健康管理調査の対象者

- (1) 県は、医療手帳保持者であって、汚染井戸のうち特に著しいジフェニルアルシン酸による汚染の影響を受けているものとして検討会の意見を聴いて環境省が認めたものの水を飲用に供していた住宅に居住し、又は居住していた者を対象者として、健康管理調査依頼書（様式第12号）を送付するものとする。
- (2) 前号の健康管理調査依頼書の送付を受けた者は、次項に規定する調査に協力する旨の同意をするときは、県に対し、健康管理調査同意書（様式第13号）を提出するものとする。この場合において、入院歴（ジフェニルアルシン酸の曝露に起因するものでないことが明らかな疾病等として環境省が検討会の意見を聴いて別に定めるものに係るものを除き、環境省が検討会の意見を聴いて別に定める期間に係るものに限る。以下同じ。）がある者にあつては、当該健康管理調査同意書に入院証明書（様式第14号）を添付しなければならない。
- (3) 県は、前号の規定により健康管理調査同意書の提出を受けたときは、遅滞なく、当該健康管理調査同意書を環境省に回付するものとする。

17 健康管理調査の実施

- (1) 前項第2号の健康管理調査同意書を提出した者（以下「健康管理調査対象者」という。）は、次の調査に協力するものとする。
 - 一 この要領の施行の日から起算して3年を経過した日の属する月までの間においては、緊急措置要綱に基づく報告票（以下「健康管理調査報告票」という。）の作成その他の健康状態等に関する調査
 - 二 平成15年度においては、病歴、治療歴等に関する調査その他の重点的調査（以下「重点的調査」という。）
- (2) 健康管理調査対象者は、当該月に係る健康管理調査報告票を、その月の翌月10日までに県に提出するものとする。
- (3) 第1号に規定する調査の内容及び方法については、検討会の意見を聴いて環境省が別に定める。

18 健康管理調査費用等の支給

- (1) 県は、健康管理調査対象者が前項第1号一に規定する調査に協力する場合には、当該健康管理調査対象者に対し、健康管理調査費用として、1月につき二万円を支給する。
- (2) 県は、健康管理調査対象者が前項第1号二に規定する調査に協力する場合には、次に掲げる区分に応じて、それぞれ次に掲げる額の健康管理調査協力金を支給する。
 - 一 当該健康管理調査対象者に入院歴がある場合 七十万円
 - 二 当該健康管理調査対象者に入院歴がない場合 三十万円

第6章 調査研究の実施

19 調査研究の実施

環境省は、第2章から第5章までの措置を通じて得られた資料等に基づき実施する検討会における科学的、技術的検討を踏まえ、ジフェニルアルシン酸による健康影響について、発症のメカニズム、治療法等を含めた症候及び病態の解明を図るための調査研究を実施する。

第7章 雑則

20 他の都道府県への協力依頼

環境省は、緊急措置要綱の円滑な施行のため、必要に応じ、医療手帳保持者が居住する都道府県等に対して、必要な協力を依頼するものとする。

21 関係者の留意事項

環境省及び県は、緊急措置要綱及びこの要領の施行に当たって知り得た事実の取扱いについて慎重に配慮するよう留意するとともに、特に個人が特定され得るものに係る情報（個人情報）の取扱いについては、その保護に十分に配慮するよう、関係者に対してもその旨指導するものとする。

22 その他

この要領に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要領は、平成15年6月6日から施行する。ただし、第2章から第5章までの規定は平成15年6月30日から施行する。
- 2 健康管理調査は、検討会の意見を聴いて、検討した結果、第17項第1号一の規定にかかわらず、平成18年7月以降も実施するものとする。
- 3 事業は、事業の実施後5年を目途として、ジフェニルアルシン酸の曝露に係る者の症候及び病態の解明の状況を勘案し、その全般について検討を行うものとし、環境省が検討会の意見を聴いてその目的を達成したと認めるときに終了する。
- 4 この要領の施行の際現に採取されている検体であって検討会が認めるものについては、第6項第3号の規定により採取された検体とみなす。